

第22回名取市農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和2年2月27日(木)
開 会 午後2時
閉 会 午後4時
2. 場 所 名取市市民体育館 会議室
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第4号 非農地証明願出について
議案第5号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
4. 報告事項 (1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地法第4条の規定による届出について
(3) 農地賃貸借権解約書(合意書)について
(4) 農地使用貸借権解約書(合意書)について
5. 出席委員(30人)
会 長 15番 大友 正一
農業委員 1番 布田 順一 2番 大内 繁徳 3番 入間川 康弘
4番 佐竹 智弘 5番 大久保 昭子 6番 高橋 千里
7番 武田 とも子 8番 吉田 芳信 9番 相澤 喜美
10番 松浦 岩男 11番 阿部 悦雄 12番 入間川 昭一
13番 松浦 朋子 14番 引地 長一
推進委員 長田 義孝、渡邊 正明、大内 伸一、橋浦 福男、武田 公男、
遠藤 勝典、松浦 正博、川村 勇、松浦 道彦、渋谷 由勝
菅野 弘一、齋 重昭、伊東 繁男、鈴木 茂之、中澤 正一
7. 事務局出席職員
事務局長 小松 義晴、局長補佐 平井 啓嗣、主査 畠山 恵利子
8. 会議の内容 別紙会議録のとおり

第22回名取市農業委員会総会会議録

【開 会】

午後2時、農業委員、農地利用最適化推進委員全員出席であることを報告し、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることにより開会を宣言した。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【会議の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

4番 佐竹 智弘 委員 5番 大久保 昭子 委員

◎会議の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

それでは、阿部悦雄代表委員よりご説明をお願いします。

○4班代表委員（阿部悦雄委員）

第4班代表委員の阿部悦雄です。私の方から説明致します。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年2月27日提出。

番号1、高館熊野堂字中沢後80番1外2筆、地目は登記、現況共に畑です。登記面積は、80番1が905㎡、外2筆が459㎡、計1,364㎡、転用

目的は、資材置場。譲渡人・譲受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。開発許可、否、転用目的に係る事業又は、施設の概要は、売買で100万円、足場材、ドラム缶等資材置場、トラック、重機等駐車場。

つぎに、位置図・公図については、議案書の2ページ、位置については、国道286号線の仙台南インターの手前、相互台住宅から1km入った閑散とした場所です。この農地は畑ですが、休耕となっている土地です。

担任委員会資料1、2ページを見ていただき、この場所は東北自動車道の側になっている地域です。なぜ、この場所を譲受人が選んだかというのと、この会社は防水工事がメインです。現在は茂庭の浄水場を行っていますが、本社は仙台市内にあります。仕事をする際に、仙台から作業現場に向かうのは作業効率が悪いということで、いろいろ土地を探していたとのことでした。たまたまこの土地を見つけ購入する状況になっています。

この3カ所の土地については、道路より20～30cm高くなっているので水が入り込まない土地です。この土地については、砂利敷とし雨水は自然浸透させるということです。ここにある防水設備に関しては、ビニールシートをかけるということです。ドラム缶については、接着剤とかが入っていることで、ここから流しだすことはなく、空になった場合は仙台市内に持って行くので、流れ出すことは無いという状況でした。

次に番号2、高館吉田字東中在家8番、地目は登記、現況共に田です。登記面積は、278㎡、転用目的は、分家住宅建築。貸付人・借受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。開発許可、要、転用目的に係る事業又は、施設の概要は、使用貸借権設定、期間は永年、専用住宅1棟平屋建て、建築面積は92.74㎡です。

つぎに、位置図・公図については、議案書の3ページとなります。この場所は、高架橋渡った田高交差点から西の方に500m、生協配送センターの西側の土地になっています。

担任委員会資料3、4ページを見ていただき、この場所の北側、西側に既存のU字溝があります。北側のU字溝は埋まっており、隣地とのトラブルを避けるため、きれいに掘っておくよう指導いたしました。隣地境界までの土が高くなっておりますので、このままの状態で行くとまた埋まってしまいますので、この境界線まで土を掘り下げて、家を建てる方まで運んで周りを土留めで流れ出さないように指導しました。雨水については、敷地内に雨水枡を設け放流する。汚水は公共下水道管に放流することにしました。

次に番号3、下余田字飯塚266番2、地目は登記、現況共に畑です。登記

面積は、280㎡、転用目的は、駐車場用地。譲渡人・譲受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。開発許可、否、転用目的に係る事業又は、施設の概要は、使用貸借権設定、売買で30万円、来客用駐車場20台です。

つぎに、位置図・公図については、議案書の4ページとなります。この場所については、閑上増田線の株ワタケンの交差点から北側、農協の低温倉庫の西側となります。公図を見ていただくと、274番は譲受人の既存敷地525㎡の拡張はできないということで、今回は例外許可の集落施設接続住宅等の立地基準を適用することで話しています。この土地は道路より若干低いので、道路の高さまで砂利を敷き、隣の畑に影響の無いよう少し離して設置するよう話しました。

次は4番、堀内字梅351番1、地目は登記、現況共に畑です。登記面積は、407㎡、転用目的は、駐車場用地。譲渡人・譲受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。開発許可、否、転用目的に係る事業又は、施設の概要は、寄付で来客用駐車場20台です。

つぎに、位置図・公図については、議案書の5ページとなります。場所は堀内南集会所の近くになります。担任委員会資料7ページ、8ページで、この土地に関しては、昨年9月の総会で農振農用地の区域の除外しております。この土地の東側350番1は作物が栽培してあります。この境目には土留めがされています。北側352番1は畑ですが土地は草を出さない程度の休耕地になっています。当該地は砂利を敷くこととなります。

議案第1号1番から4番までにつきましては、2月25日の担任委員会で現地調査を行い、1番については譲受人本人及び行政書士から、2番は貸付人本人及び借受人の代理人である妻から、3番及び4番は譲受人本人から、それぞれ事情を聴取したところ、お配りした農地転用許可基準及び審査内容でお示しのとおり、農地区分における転用については、問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、阿部悦雄代表委員から説明がなされました。次に農地利用最適化推進委員の中澤正一推進委員からご意見を申し上げます。

○ 農地利用最適化推進委員（中澤正一委員）

議案第1号1番から4番につきましては、2月25日に担任委員会の現地調査に同行したところ、1番は遊休農地化している畑を、資材置場として転用するものであります。液体が入ったドラム缶などを置くようになるので、隣接地や河川に流出することが絶対無いよう管理を徹底していただくよう指導いたし

ました。

2番は、分家住宅建築であります。現地は盛土をした畑になっており、西側と北側の下側1m位にU字溝を入れた水路がありました。今般宅地にするにあたり、土留め工事等の施工により隣接水路畑等に土砂が流出しないよう指導いたしました。

3番につきましては、東日本大震災により被災した農家が集まり法人化した会社が、平成27年に復興交付金事業により集荷所及び作業場を建設した土地の北側隣接地に、今般従業員等駐車場を新設するものであります。駐車場敷地に碎石等を敷設することから、隣接農地等に石等が飛散させないよう指導いたしました。

4番は寺の墓地参拝者駐車場用地として転用するもので、昨年9月の農業委員会総会において、農業振興区域からの除外を承認した土地であり、隣接農地等への影響はないものと判断いたしました。

○ 議長（大友正一会長）

ありがとうございました。ただいま両委員からご説明をいただきました。この件について、ご質問ございませんか。

○ 2番（大内繁徳委員）

番号1のドラム缶、ブロックを積載する場合はここで回転とありますが、道路をまたいで回転するのにどのような指導をされたのか。

○ 4班代表委員（阿部悦雄委員）

道が狭いので4トンぐらいのトラックが精々かなと思います。両方の畑の高さは同じぐらいで平行である。上の土地は少し高いので、土地を削って入るような状況です。

○ 2番（大内繁徳委員）

指導として公道を使っているの、細心の注意を払って行っていただくよう指導していただければと思います。

○ 議長（大友正一会長）

その他、ご質問ございませんか。

○ （松浦道彦委員）

この会社は防水の会社で、ドラム缶に入っているものが垂れたり、流れたりすると大変なことになる液体なので、屋根のかかった施設にしてもらえば良いのですが、十分に気を付けた対策をとってもらえば良いと思います。

○ 議長（大友正一会長）

ドラム缶の内容的なものはお聞きしましたか。

- 4班代表委員（阿部悦雄委員）

中に入っているのは、接着剤等と聞いていますが、土に染み込まないようにシートを敷けば最善かなという程度の話でした。
- 4番（佐竹智弘委員）

このドラム缶の件ですが、使う前の密閉したもので、使う前のもので安全であるとの説明でした。使ったものは、持ち帰って廃棄するということでした。
- 議長（大友正一会長）

ドラム缶は、プラスチック製なのか、鉄製なのか、それによっても変わってきます。内容的には漏れだしたら危険なものであれば、きちっとした施設が必要と思います。
- 中澤正一推進委員
補足しますが、担任委員会の時に代表委員が缶の中身を確認したところ、防水か加工に使う液体が入っているドラム缶とのことでした。作業が終わったドラム缶はここに持ってこないで、使っていないドラム缶を置くとのことでした。
- 10番（松浦岩男委員）

ドラム缶は何本ぐらい置くのか、量が問題である。200㎡でどういう形で重ねるのか。
- 議長（大友正一会長）

その他、ご質問ございませんか。
- （渋谷由勝推進委員）

数量やドラム缶の中身が石油製品なのか。貯蔵しておく場合は届出が必要になる。
- 議長（大友正一会長）

内容物を聞いて報告していただきたい。
- 議長（大友正一会長）

その他、ご質問ございませんか。
- （渡辺正明委員）

盗難があったとき、液が漏れることが考えられるが施錠がかかる施設が必要と考えられるが、その辺はどうでしょうか。
- 議長（大友正一会長）

今回は農地転用にふさわしいか審議するので、防犯までは立ち入れない。
- （菅野弘一推進委員）

補足の説明で、ドラム缶を置く土地の隣はハウスと自宅があるので、そのような危険ものではないかと思っていました。

- 議長（大友正一会長）
その他、ご質問ございませんか。
- 9番（相澤喜美委員）
分家住宅について、期間永年とあるが、どのような手続きになるのか。
- 事務局（小松事務局長）
家族間の話し合いの中で決めたことなので、使用貸借の登記まではしないのかと思います。
- （大内伸一推進委員）
分家住宅の開発許可をもらうときに、贈与が原則だと聞いていました。期間は決められていないのですが、贈与することの誓約書を書かないと分家住宅の開発許可が下りないと思っていました。これを見るとそうではなくても下りるということでしょうか。
- 事務局（小松事務局長）
実際建物が建てられるかどうかは県の建築宅地課の判断するわけですが、その際、今回の取り扱いでの建築になったと理解しています。
- 6番（高橋千里委員）
2年前に使用貸借で分家住宅を建てましたが、贈与ではありませんでした。
- 議長（大友正一会長）
その他、ご質問ございませんか。
[「なし」の声あり]
- 議長（大友正一会長）
ございませんか。「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- 1番（布田順一委員）
1番について、ドラム缶に何を保管するのか、保管するものによってはいろいろ保管する際の規制があるのでそういうものを明確にするために、事務局の方で業者にドラム缶で何を保管するのか確認する必要がある。
- 事務局（小松事務局長）
事務局の方で、ドラム缶の本数、何を保管するのか確認して次回報告することを考えていました。
- 議長（大友正一会長）
今日は取り下げて、そういうことを踏まえて次回審議した方がよいのではないのでしょうか。

○ 4班代表委員（阿部悦雄委員）

1番について、再度問題点を確認し、次回に解決してほしいと思っています。

○ 議長（大友正一会長）

その他、ございませんか。

議長（大友正一会長）

ございませんか。「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号1番については取り下げということで、2番から4番については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手全員でありますので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

《議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 事務局（小松事務局長）

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定についてですが、担任委員会で現地調査を行ってきました。高館川上地区の昭和50年代の甫場整備地区となります。塩手地区の担い手整備事業の隣となります。昨年農林水産課で農用地地区からの用途変更の申請が出ていて、昨年9月の総会で了承した場所で今回転用の申請が上がってきております。この土地の南側に2000㎡の田があるのですが、そこを畑にして野菜づくりをして、そこに農機具置場と作業場にしたいという申請でした。ただ、現地調査はしたものの本人が担任委員会に出席されず実情調査を行うことができませんでしたので、取り下げして次回3月にもう一度審議していただくこととなります。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

議案第2号については、取り下げとなります。それでは議事に入ります。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。

それでは、阿部悦雄代表委員よりご説明をお願いします。

○ 4班代表委員（阿部悦雄委員）

議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年2月27日提出。

番号1、高館熊野堂字今成南17番外5筆、地目は17番が登記、現況共に田、外5筆が登記、現況共に畑です。登記面積は、畑4,220㎡、田11,361㎡、計15,581㎡、権利種別は、贈与。貸付人・借受人の住

所・氏名については、総会資料のとおりです。経営面積が155a、世帯員4人、労力人1人、後継者へ贈与です。

議案第2号1番につきましては、2月25日の担任委員会で、申請書類を審査したところ、「農地法第3条の判断基準」でお示しのとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、阿部悦雄代表委員から説明がなされました。次に農地利用最適化推進委員の中澤正一推進委員からご意見をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（中澤正一委員）

議案第3号1番につきましては、2月25日に担任委員会で、申請書類を確認したところ、農家後継者への贈与であり、許可については適当であると考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

ございませんか。「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第3号は原案のとおり決定といたします。

《議案第4号 非農地証明願について》

○ 議長（大友正一会長）

次に議案4号に入る前に、議案に関係のある引地委員の退席をお願いします。それでは、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。

阿部悦雄代表委員よりご説明をお願いします。

○ 4班代表委員（阿部悦雄委員）

議案第4号非農地証明願について、下記申請人より非農地証明願があったので意見を求める。令和2年2月27日提出。

1番、愛島塩手字十石上49番2、地目は登記畑、現況雑種地です。登記面積は、1.41㎡、願出人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。

現地は、農道拡幅時の残地であり、名取変電所構内の農道の緩やかな法面となっている。農地として復元することが著しく困難と認められるため、当該証明書の交付願があったものです。

2番、小塚原字汐朽57番1、地目は登記畑、現況雑種地です。登記面積は、349㎡、願出人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。現地は、下増田地区の防災集団跡地であり名取市が買収したものであるが、農地として復元することが著しく困難と認められるため、当該証明書の交付願があったものです。

3番、小塚原字汐朽59番1、地目は登記畑、現況雑種地です。登記面積は、368㎡、願出人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。現地は、下増田地区の防災集団跡地であり名取市が買収したものであるが、農地として復元することが著しく困難と認められるため、当該証明書の交付願があったものです。

議案第4号1番及び2番、3番につきましては、2月25日の担任委員会で、願出人本人立会いのもと現地調査並びに実情を聴取したところ、非農地であることを確認したので、非農地証明を交付することは問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に農地利用最適化推進委員の中澤正一推進委員からご意見を申し上げます。

○ 農地利用最適化推進委員（中澤正一委員）

議案第4号1番及び2番、3番につきましては、2月25日の担任委員会に同行し、願出人の代理人及び本人立会いのもと現地を確認し、実情をお伺いいたしました。1番は東北電力において、今般変電所敷地内の図面を作成したところ、敷地内に個人所有の農地が存在していることが判明し、地目変更登記後に個人から買収することになるため、登記添付書類として必要な非農地証明の交付願があったものです。

2番及び3番につきましては、先月の総会議案として名取市から非農地証明申し出があった土地に隣接する農地であり、非農地であることを判断できることから、非農地証明書を交付することは問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問ございませんか。

○ 10番（松浦岩男委員）

一月前に汐朽53番の市からの証明願いの申請の時、今回一緒に出さなかつ

たのか。埋め立てをした後、第三者に貸すという前の考えに変わりはないのか。
事務局（小松局長）

申請時期の違いで、別々になった為です。土盛りについては、一緒にするか
個々にするかはこれからになります。

○ 議長（大友正一会長）

その他、ご質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

ございませんか。「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第
4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第4号は原案のとおり決定といたします。

《議案第5号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見につ
いて》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見
について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（平井局長補佐）

それでは、議案書の10ページをお開きください。議案第5号農業経営基盤
強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、令
和2年2月10日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会
議で調整したので、意見を求める。令和2年2月27日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規16件94,231㎡、更新126件785,552㎡、合計142件
879,783㎡。

2 利用権を設定する土地

田524筆850,686㎡、畑40筆29,097㎡、合計564筆
879,783㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定139件、所有権移転3件。

② 賃借権の存続期間。2年2件、3年91件、5年38件、10年8件。

③ 借賃（10a当り）。30kg24件、45kg96件、60kg9件、70kg10件。

④ 所有権移転の売買総額。200,000円1件、300,000円1件、857,450円1件。

⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和2年2月28日予定。

5 詳細につきましては、議案書11ページから36ページのとおりです。

なお、各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

○ 14番（引地長一委員）

貸し借りの設定金額が大きくなっているが、委員の調整内容について、どのように決めたのか。

○（中澤正一委員）

玄米70kgについては、相手方の委任状を持ってきて、借受者の方では今までこのようにしてきたのでということで決められた。

○ 8番（吉田芳信委員）

部落の慣習に従って、草刈りはしていただきたいので、利用権の調整の際は話をしていただきたい。

○ 議長（大友正一会長）

仙台、岩沼、他のところも同じような問題が出ています。利用権は、農業委員会が入って行っているので、見逃すわけにはいかない。今後草刈りの管理ができるかどうか、利用権の会議で加えたい。

○ 議長（大友正一会長）

その他、ご質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第5号については原案のとおり承認いたします。

《報告事項（１）農地法第５条の規定による届出について》
《報告事項（２）農地法第４条の規定による届出について》
《報告事項（３）農地賃貸借解約書（合意書）について》
《報告事項（４）農地使用貸借解約書（合意書）について》

○ 議長（大友正一会長）

次に報告事項（１）農地法第５条の規定による届出について、報告事項（２）農地法第４条の規定による届出について、報告事項（３）農地賃貸借解約書（合意書）について、報告事項（４）農地使用貸借解約書（合意書）について、を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（畠山主査）

〔別紙議案書により報告事項（１）から報告事項（４）について、届出内容について説明を行い、届出を受理した旨説明をした。〕

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

○ 議長（大友正一会長）

ご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありますので、報告事項（１）から報告事項（４）までについて承認といたします。

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他にはあります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（小松局長）

〔女性農業委員研修会報告 ５番大久保昭子委員〕

〔県主催 2020年農産漁村研修会報告 13番松浦朋子委員〕

〔3月の農業委員会行事日程説明を行った。〕

○ 議長（大友正一会長）

それでは、第22回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後4時、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和2年3月26日

名取市農業委員会
議 長 _____

署名委員 4番 _____

署名委員 5番 _____